

骨子案作成にあたってのポイント

1 次期プランの名称について（表紙他）

これまで「男女共同参画」という名称で施策等進めて参りましたが、国際的にも広く用いられている「ジェンダー平等」の概念を採用し、計画名称を「がまごおりジェンダー平等プラン 2031」（仮称）へと改めます。

2 計画の位置づけ・期間について（P. 6）

令和 6 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されました。本計画は、各種法律に基づく計画に加え、女性支援新法における市町村基本計画にも位置づけます。

また、国・愛知県などの計画との整合性を図り、社会情勢の変化に対応できるよう計画期間を 6 年間とします。

3 第 3 章「基本目標」について（P. 31）

3 次プランでは、6 本の基本目標を設定し、施策の推進を図ってまいりました。4 次プランでは、関連する基本目標を 3 本にまとめてより分かりやすくしました。（愛知県の男女共同参画プラン（仮）とも比較しやすくしています。）

4 第 3 章「体系図・重点施策」について（P. 32、33）

3 に関連し、基本目標に関連する施策・施策の方向を、再編しました。

また、他の計画で進捗を管理している施策については、市全体として重複しないよう見直しを図っています。

アンケート結果から見えた本市の課題の解消のために、基本目標達成に繋がる重点施策を設定しました。

※P. 32 体系図内の「施策の方向」には、重点施策に該当するものを★印で示しています。

<補足>

- ・今回の会議では、内容の検討のみで、グラフのレイアウト・色や文章全体におけるデザインについては今後ご提示いたします。
- ・具体的に取り組む施策の検討は、次回の会議で行います。